

厚生労働省
東京労働局発表
平成29年5月26日

担当	東京労働局労働基準部健康課 課長 松田 健慈郎 主任労働衛生専門官 関 憲生 電話 03-3512-1616 FAX 03-3512-1560
----	---

企業におけるメンタルヘルス対策の取組状況を公表します

～ 平成28年12月時点、回答事業場の90.3%の事業場が
ストレスチェックを実施したと回答 ～

東京労働局(局長 渡延 忠)は、平成28年度、東京都内に所在する事業場(8,862事業場)に対し、

- (1) 6月に、労働者数75人以上99人以下の事業場(4,612事業場)
 - (2) 12月に、労働者数50人以上74人以下の事業場(4,250事業場)
- の2回に分け、メンタルヘルス対策の取組状況について調査を行い、回答のあった4,938事業場(回答率55.7%)の状況を取りまとめました。

【調査結果の概要】

- 1 6月時点の調査で、回答のあった2,557事業場のうち、ストレスチェックの実施の義務化を知っていると回答した事業場は95.3%で、このうち26.9%の事業場がストレスチェックを実施したと回答しており、実施を予定していると回答のあった事業場は64.9%となっています。
- 2 12月時点の調査で、回答のあった2,381事業場のうち、90.3%の事業場がストレスチェックを実施したと回答しています。
- 3 平成29年5月26日時点では、東京労働局管内の労働者数50人以上の事業場からのストレスチェック結果報告書^(注1)の提出は、78.9%に達しています。

【今後の対策】

東京労働局は、第12次東京労働局労働災害防止計画(平成25年度～同29年度)^(注2)の目標の一つとして「安全衛生管理体制の構築が必要なすべての事業場^(注3)でメンタルヘルス対策に取り組む」ことを掲げ、メンタルヘルス指針^(注4)などに基づいた職場のメンタルヘルス対策の推進のための取り組みを進めてきましたが、今後、

- 1 ストレスチェック結果報告書の未提出事業場に対する督促(未実施事業場に対してはストレスチェック実施の指導)及び講習会の開催
- 2 ストレスチェック結果報告書の未提出事業場に対する個別指導
- 3 産業保健フォーラムの開催(10月に開催、別途発表予定)

を実施することにより、各事業場でメンタルヘルス対策に取り組んでいただけるよう、事業場への指導、周知啓発を進めることとしています。

- (注1) ストレスチェック結果報告書
「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第6号の2)」
- (注2) 第12次東京労働局労働災害防止計画(平成25年度～同29年度)
東京労働局が、国が策定した第12次労働災害防止計画の推進のために、東京都内の労働者の安全と健康を確保するため策定した5箇年の推進計画のことです。
- (注3) 安全衛生管理体制の構築が必要なすべての事業場
労働安全衛生法において、衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の設置が義務付けられている労働者数50人以上の事業場のことです。
- (注4) メンタルヘルス指針
平成18年3月に厚生労働省から「労働者の心の健康の保持増進のための指針」が公示されていますが、本指針の略称です。本指針ではメンタルヘルスの基本的な考え方、衛生委員会等における調査審議、心の健康づくり計画、4つのケア(セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア及び事業場外資源によるケア)の推進や具体的な進め方などが示されています。

平成28年度調査結果の主な内容

調査方法

東京労働局では、平成28年度中、管内である東京都内に所在する事業場のうち、

(1) 6月に、労働者数75人以上99人以下の4,612事業場に対し、

(回答事業場2,557事業場、回答率55.4%)

(2) 12月に、労働者数50人以上74人以下の4,250事業場に対し、

(回答事業場2,381事業場、回答率56.0%)

2回に分けて、メンタルヘルス対策の取組状況について調査を行いました。

東京労働局では、平成25年度から東京都内に所在する事業場に対して、順次、事業場の規模を分けて、メンタルヘルス対策の取組状況について、調査を続けてまいりました。

平成28年度には、労働安全衛生法において、衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の設置が義務付けられている労働者数50人以上である「安全衛生管理体制の構築が必要な事業場」を対象として、一応の調査が終了しましたので、その結果も、添付しました。

調査の回答内容

I 事業場内のメンタルヘルス上の問題の把握状況

メンタルヘルスを理由とする休業者がいる事業場の割合は、**37.5%(1,850事業場)**

衛生委員会等にて調査審議するためには、あらかじめメンタルヘルスによる休業者の有無など、心の健康問題の事業場内での現状を把握することが必要となります。今回調査では、回答事業場の**37.5%**で過去1年間にメンタルヘルスによる休業者がいると回答しています。

II 「心の健康づくり計画」の策定状況

事業者がメンタルヘルス対策を積極的に推進することを表明している事業場の割合は、**69.4%(3,429事業場)**

「心の健康づくり計画」を知っている事業場の割合は

58.5%(2,889事業場)

メンタルヘルスクエアは、継続的かつ計画的に行うこと、また、事業場の実態に即した取り組みを行うことが重要です。

このため衛生委員会等において、心の健康づくり計画^(注4)を策定することが重要ですが、今回の調査では、回答事業場の**69.4%**の事業者がメンタルヘルス対策を積極的に推進することを表明しており、**58.5%**の事業場が「心の健康づくり計画」を認識していると回答しています。

(注4) 心の健康づくり計画

事業者が、メンタルヘルスクエアの取り組みのために策定するもので、メンタルヘルスクエアを積極的に推進する旨の表明、心の健康づくりの体制の整備、問題点の把握及びメンタルヘルスクエアの実施、メンタルヘルスクエアを行うために必要な人材の確保及び事業場外資源の活用、労働者の健康情報の保護、計画の実施状況の評価及び見直しなどを盛り込んだものです。

Ⅲ 事業場内部の体制の整備状況

メンタルヘルス推進担当者を選任している事業場の割合は

66.2%(3,271事業場)

産業医や衛生管理者などの事業場内産業保健スタッフが、労働者及び管理監督者に対する支援を行い、メンタルヘルスクエアが効果的に行われることが必要です。

メンタルヘルス推進担当者は、産業医などの助言、指導を得ながらメンタルヘルスクエアの推進の実務を担当する者で、多くは衛生管理者などから選任されています。今回の調査では、回答事業場の**66.2%**が選任していると回答しています。

なお、厚生労働省の全国調査(平成27年「労働安全衛生調査(実態調査)」)では、常用労働者を10人以上を雇用する民営事業所において、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は59.7%となっており、その取組内容(複数回答)は、「メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備」が44.4%と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」が42.0%、「メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供」が38.6%となっています。

Ⅳ メンタルヘルスクエア推進のための教育・研修状況

メンタルヘルスに関する研修会を開催した事業場の割合は

55.4%(2,734事業場)

管理監督者への教育研修を実施した事業場の割合は

58.4%(2,883事業場)

メンタルヘルスクエアは、労働者によるセルフケア、管理監督者を含むラインによるケア等を併せて推進していくことが重要で、それぞれの職務に応じた教育研修・情報提供を今回の調査では、回答事業場の**55%超**の事業場で実施しています。

Ⅴ 職場復帰支援プログラムの作成状況

職場復帰支援プログラムを作成している事業場の割合は

42.8%(2,115事業場)

メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰できるように、職場復帰支援プログラムを今回の調査では、回答事業場の**42.8%**が策定しています。

Ⅵ メンタルヘルス不調者の早期発見と対応の状況

メンタルヘルス不調者の相談体制がある事業場の割合は

88.0%(4,345事業場)

メンタルヘルス不調者を医療機関に取り次ぐ体制がある事業場の割合は

84.8%(4,188事業場)

長時間労働者に対し、面接指導^(注5)を行う仕組みがある事業場の割合は

70.8%(3,494事業場)

予防策だけでなく、メンタルヘルス不調に陥った労働者が発生した場合の対応について、相談体制の整備等に今回の調査では、回答事業場の**90%弱**が取り組んでいます。

(注5) 長時間労働者への面接指導

労働安全衛生法により、事業者は長時間労働により疲労が蓄積し健康障害発症のリスクが高まった労働者(月100時間超等の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積が認められる者(申出))について、医師による面接指導を行わなければならないこととなっており、その面接時にメンタルヘルス面のチェックも行われます。

Ⅶ ストレスチェックの実施状況(平成28年度調査)

- (1) 平成28年6月度、東京都内に所在する労働者数75人以上99人以下の事業場に対し行った調査では、労働安全衛生法改正によりストレスチェックの実施が義務化されたことを知っているとは回答した事業場は
- | | |
|----------------|-----------------|
| このうち、ストレスチェックが | 95.3%(2,437事業場) |
| 実施済の事業場の割合は | 26.9%(655事業場) |
| 実施予定の事業場の割合は | 64.9%(1,581事業場) |
- (2) 平成28年12月度、東京都内に所在する労働者数50人以上74人以下の事業場に対し行った調査では、ストレスチェックが
- | | |
|--------------|-----------------|
| 実施済の事業場の割合は | 90.3%(2,149事業場) |
| 実施予定の事業場の割合は | 3.9%(92事業場) |
| 未定の事業場の割合は | 3.8%(90事業場) |

ストレスチェック制度は、平成26年6月の法律改正により、平成27年12月1日から、50人規模以上の事業場に、常時使用する労働者に対して、年1回、医師、保健師等による検査が義務付けられたものであり、基本は、平成27年12月1日から平成28年11月30日までの間に一度、実施されるべきものです。

平成28年6月時点の調査では、ストレスチェックの実施の義務化を知っていると回答した事業場は95.3%で、このうちストレスチェックを実施したと回答のあった事業場は26.9%にとどまり、実施を予定していると回答のあった事業場は64.9%となっていました。12月時点の調査では90.3%の事業場がストレスチェックを実施していると回答がありました。